日帝の植民地朝鮮に対する文化財政策

呉 世 卓*

はじめに

小論は,韓国政府の文化財行政担当機関である 文化財管理局(現在は文化財庁)が韓国文化財政 策の発展をめざして開催したセミナーの主題とし て筆者が発表した内容をまとめた論文(『文化財』 第29号,文化財管理局)の要約である。

回顧すれば、韓国忠北大学校と茨城大学は、1991年5月に「学術・文化交流協定」を結んだ姉妹校であるが、その協定締結当時に忠北大学校を訪問された田村武夫教授に専攻の日本国憲法に関する学術講演を依頼し、その通訳等お世話をしたことを契機に両大学間での法学シンポジウムの開催、研究論文の交換等法学国際交流が活発に受け継がれて今日に到っているのは周知のとおりである。

此の度、尊敬する田村武夫教授の定年退職に際し、私との出会いが両大学国際法学交流の栄えあるスタートであったことを心に刻みながら記念論文として、この小論を献呈するものである。

I. 序 説

日帝の韓国併合後の統治方針に就いては寺内正 毅が統監として赴任する以前である1909年7月12 日に日本政府より「対韓統治方針」という名目で 受領しているが、その中で重要な事項を挙げれば 次の通りである。

先ず,朝鮮には当分の間,憲法を施行せず,大権に依り之を統治すること,

次は、総督は天皇に直隷し朝鮮に於ける一切の

政務を統括するの権限を有すること, そして,総督には大権の委任により法律事項に 関する命令を発するの権限を与ふること, 等である。

1910年前後といえば、日本は明治憲法下制度的には「法律による行政の原理」が法治主義という名目で形式的法治国家を形成していた時期であるので、理論的に日本政府は併合と同時に朝鮮にも明治憲法の全部が何等の国家意思を待つことなく当然施行されるのであると表明されてはいた。けれども実際には、前述の対韓統治方針に従い植民地朝鮮では法律を施行することなく、特に憲法上法律に依らなければならない事項であっても命令で規定することができたのである。この命令が「政令」であり、それにより発せられる朝鮮総督府令や道令と共に日帝下朝鮮に対する植民地統治を実施する制度的根拠と成ったのである。

既に知られているように、日帝は韓国支配の当初から次のような植民地統治の具体的方針を保持していた。①反日運動の徹底的圧殺、②民族経済の発展抑圧と徹底的収奪、③韓国人の民族文化と民族性の抹殺、④大陸進出の基地構築。これにならって日帝の文化財政策が植民地朝鮮にはありふれているけれども日本国としては珍奇な文化遺産の掠奪や朝鮮における民族文化抹殺の方向で決定・遂行されたのは容易に納得できる。

朝鮮では、日帝の植民地期間終始一貫して悪辣な総体的収奪を受けたことは隠すことのできない事実であることを認めながら、本稿ではその制度的特徴を基準にした時期区分で文化財政策の内容について再検証を行う。

^{*} 呉世卓先生は,韓国忠北大学校名誉教授。現在,韓国公法学会理事,日本公法学会会員,韓国文化財庁法律諮問委員。

このような文化財政策を検証するための時期区分設定に当たっては種々の方法があるが、本稿では日帝の一般植民地政策との連繋を考え、植民地統治準備期(1894~1910)、武断統治構築期(1910~1919)、文化統治標榜期(1919~1931)、民族抹殺政策強行期(1931~1945)の4期に分ける説に従うことにするが、後半の2期間を合わせて民族文化抹殺期(1919~1945)として考察することにした。

Ⅱ. 制度的側面でみた文化財政策

1. 植民地統治準備期(1894~1910)の文化財政 策

侵略政策の通例の通りに、日本も侵略対象たる 韓半島の総合的状況調査と経済的収奪のための土 地調査が必要であり、同時に、植民地に対する文 化的収奪と徹底的「皇国史観」を強要する資料と しての文化遺跡調査が必要となった。1902年、当 時東京帝国大学教授であった関野貞は学長の命と いう口実を設けて朝鮮の遺跡と古建築物の調査を 始めた。これが学術調査という名の下に文化財収 奪の基礎をつくる準備作業であったことは確かで ある。1905年には東京帝国大学研究生今西竜等に よって新羅古墳の調査が進められ、1909年に至っ ては大韓政府の招請という形で徹底的な古蹟調査 が関野を主幹として実施された。当時の韓半島に 対する植民地経営は,本来の経済的目的とともに 大陸侵略の前線基地という一層重要な目的があっ た。従って、統治の便宜上、憲兵を活用する武官 統治体制が成立するに至ったのである。

この期間に日本帝国主義は、制度的に韓国の文化財を収奪するための何らかの装置を考慮する余地がなかった。一方では、韓国が誇る記念物等を意図的に毀損しつつ、他方では何ら責任を負うことなくほしいままに韓国の文化財を掠奪したのである。このような日本の侵略的文化財政策は、日清戦争(1894~1895)の際に日本軍司令部が作成した「戦時清国宝物蒐集方法」に露骨にあらわれている。その第2条後半では「東洋の宝物は其粋

を本邦に鐘集完成するに至るべし……是れ実に国 光を発揚する所以にして平時は勿論一切の好機会 を利用して其実行を計らざるべからず」と記して いる。

このような文化財掠奪は日清戦争後の統監統治期間中に数えきれないほど多かった。その中でも日本政府高官等により恣行された掠奪は規模も大きく,また制度的根拠のない無法な侵略政策の保護の下に行われたところに特徴があった。高麗磁器の最大の故買者とされる初代統監伊藤博文の事例や,1906年の末に来韓した日本の宮内大臣田中光顕が開城の敬天寺塔を搬出した事件がその例証である。1906年3月に就任した伊藤は韓国の文化財を組織的に収奪するために李王家の昌徳宮博物館を新設した。韓国の人々が長年にわたって手を触れることがなかった開城一帯の高麗王朝古墳を発掘し(1),そこから出土した遺物を陳列品蒐集の名目で李王家博物館に高価に売りつける一方で,逸品だけを選んで日本内地に送り込んだ。

田中が搬出した石塔は住民等の猛烈な抗議に会ったため、後日政策的に返還され、現在国宝に指定されているが、このように一旦侵奪されてから返ってきた事例は当時の植民地支配下の制度からみて極めて稀である。しかし、1909年11月24日に開かれた統監支配下の韓国政府大臣会議席上で、この事件に関連して第2代統監曽彌荒助がした「田中伯が嘗て蠟石塔を日本に持ち帰りたる為種々の物議を生じたり。之れ畢竟密かに持ち行きたる為にして公然贈与すと云うことなれば何の差支えもなし、故に今に於て之を公然の寄贈品にし置きては如何」という発言内容には呆れ返るほかない。

この時期には韓国に渡ってきた日本の民間人による無分別な古墳の盗掘や遺物の収奪も広く行われていたが、こうした蛮行は1904年に韓国駐剳軍司令官長谷川好道が布いた軍政下で、全国土に派遣された12個の憲兵分隊と56個の憲兵分遣所の支援があったからこそ可能であった。その一方、日本は韓国政府に圧力を加え、1907年2月17日にソウルのシンボル的造形物である東大門と南大門の左右城堞を壊させることによって韓国人の自尊心

を傷つけた。すなわち、「奏本東大門・南大門左右城堞を毀撤する件」によれば、両大門がソウルの交通要地に位置し、人と車馬の往来が繁く、また電車がその中間を走るので交通運輸の便宜のため左右にある城壁各々8間を毀撤することに決定したとのことである(2)。日帝の侵略的な操縦によって、東大門と南大門はあたかも翼を切られた鷲のようにその尊厳性を失ったばかりか、民族文化財をたやすく毅損することができるという前例を残すことになった。

2. 武断統治構築期(1910~1919)の文化財政策 1910年4月23日に制定された「郷校財産管理規 程」は併合の4ヵ月前に成立したのであるが、こ の時点ではすでに国権の実体はすべて日帝に握ら れていた。朝鮮時代末期になると郷校(3)が及ぼ した文化的精神的な影響はとくに大きなものがあ り、郷校所管の財産には文化財的なものが多かっ た。従って、この管理規程は文化財の管理を目的 とした韓国最初の近代的法令ともいえる。しかし, この規程は郷校の文化財的価値の維持・管理のみ を目的としたものではない。むしろ, 郷校財産を 勝手に処分できないと規定した第2条や郷校財産 原簿作成を義務づけた第6条は韓国の儒林に対す る弾圧と民族文化の抹殺、そして文化財的な郷校 財産に対する徹底管理を目的とした日帝の制度的 侵略の一側面とみることがてきる。

第3代目統監寺内正毅の下で憲兵警察制度が強化された後,1910年8月29日に合併が成立した。同年10月から施行された朝鮮総督府官制の規定によって総督府の編成をみると,総督の直属機関として政務総監と警務総監があった。後者は憲兵司令官が兼ねることになっていて,実質的に憲兵警察制度による強圧政治がおこなわれていたことがわかる。

総督府の下部機構としては総督官房と総務,内務,度支(大蔵),農商工及び司法の5部で構成されていた。内部務には学務局が置かれ,文化と教育に関する事務をおこなっていたが,文化財に関連する事務は警察事務とみられていた。「朝鮮

総督府警務総監府事務分掌規程」は遺失物,漂流物と埋蔵物に関する事項を保安課行政警察係の事務としており,埋蔵物に関する所管を警察とすることによって,文化遺跡の発掘に伴う埋蔵文化財の処理を警察が担当し,これによって後の時代に文化財の収奪が権力的警察作用により強行される基盤がつくられた。

こうした植民地政策導入の結果,征韓論を信奉する初代総督寺内正毅は朝鮮を武力で制圧した戦勝将軍気どりで,戦利品として韓国の文化財を敢取り上げていった。このことは実際に景福宮内の一建築物を解体してこれを自身の郷里に移し,「朝鮮館」なる陳列館を建て,膨大な典籍と磁器その他の文化遺物を所蔵したことにより推察できる。

一方、合併初期に制度的に開始された各種の植 民地政策の中で文化財収奪に直接影響を及ぼした のは寺刹令である。寺刹令の第1条から第4条ま での規定では韓国内の諸寺院に対する総督の権限 が絶対的なものとされており、植民地法の一端を うかがうことができる。つぎに第5条の規定は寺 院所蔵貴重品(実質的な韓国の文化財である)等 の処分に関しては総督の許可が必要であるとして いる。これを反対解釈すると、植民地政策として 総督の許可さえあれば何でも/処分することがで きたと解することが可能であり、実際にその様な 解釈を盾にして数多くの寺院所蔵の文化財が収奪 された。さらに、寺刹令施行規則はその第2条で 法住寺を含む全国の重要寺院(いわゆる30本山) の住職の就任は総督の認可を要するものとし、そ の他の寺院住職の就任は地方長官の認可を要する と規定した。第4条では任期を3年に限り、第6 条では認可されなかった住職は1週間以内にその 寺院を退去するよう定めていた。これによって, 韓国仏教界に憤習法的に伝えられてきた伝統的な 山中公議制度(4)が完全に無視されたばかりでな く、独立運動団体の寺院利用も封鎖される状態に なってしまった。この寺刹令施行について僧侶は 無論のこと仏教徒の反発は極めて大きく、一般民 衆の心まで激しくゆさぶったのである。

前述の通り1909年に関野等の古建築物の調査が 開始されたが、併合後にはその調査範囲が著名な 遺物・遺跡まで拡大され、その事務は総督府内務 部の地方局第1課が担当した。また、この調査と は別に1911年から有史以前の遺物・遺跡の調査と 碑文・鐘銘等金石文の調査が行われた。この古蹟 調査事業が進行しているなかで1915年10月に朝鮮 総督府博物館が創設され、その陳列品の蒐集が行 われ、これに乗じて日本人掠奪者による古墳の盗 掘と出土品の違法売買が盛んに行われた。こうし た事態に対して一般民衆の反発と杭議が激しくな り、やがてはこの古蹟調査事業を裏付ける法制度 の必要性が認識されるようになったために制定さ れたのが「古蹟及遺物保存規則」であり、その実 質的な事務管掌は警察であった。1916年7月に発 令された「古蹟及遺物保存に依り提出する書類の 経由に関する件 | によると、総督に提出する書類 はすべて警務部長及び警務総長を経由するように 定めており、 当時の憲兵警察制度を利用した収奪 装置の一端をうかがうことができる。1916年に制 定された「古蹟調査委員会規程」で設置された古 **蹟調査委員会による現地調査の場合には、その地** 方を管轄する道長官(ほとんど日本人か親日派) 及び警察部長 (憲兵隊長が兼任) に通知すること になっており、警察署で実施に関する協議をした 後、現場では「なるべく憲兵又は警察官の立合を 要請しなければならない」とされている。

こうした状況下で行われた発掘調査の中心は平 壌付近と慶州付近であった。前者は朝鮮丈化の他 律性を,後者はいわゆる任那日本府との関連を強 調しようとしたもので,つまりは皇国史観を基礎 とした朝鮮民族植民地化政策の合理化を意図的に 図ろうとしたものであろう。

古蹟調査委員会が発足してから3ヵ月過ぎて第2代総督長谷川好道が赴任した。彼の在任中に文化財政策の変化はなかったが、帝国主義的侵奪はより強化された。筆者が調査しえた二つの事例を挙げてみよう。

ひとつは古墳発掘に関する事例である。1918年 黄海道鳳山郡山水面に所在する古墳群の盗掘の報 告があり、総督府総務局長が警務総長にその検束を要請する公文を5月24日付で発送した。この指令は即日現地の道警務部長に電報で送られ、捜査が行われたが、この捜査は9月20日総務局長が警務総長宛に起案したつぎの公文内容によって打ち切られてしまった。「……本件に関し密に聞込みたる処に依れば右密掘者たる光井某は予備陸軍中佐にして小山田憲兵少佐の紹介状を携え同地に出頭し、……公然発掘に従事したる者なりとの事なるが果して然りとせば古蹟取締上甚だ不都合の義にして向後の為此際十分警戒し置くの必要之有り……。」つまり、しかるべき背景がある日本人は摘発されても処罰されないということであり、憲兵警察制度下の日本人盗掘者の文化財掠奪を如実に証明しているものといえる。

第2の事例は、京畿道利川にあった5層の石塔 の搬出に関するいきさつである。東京赤坂に所在 する大倉集古館という民間法人設置の博物館が朝 鮮総督府博物館敷地内に移されていた上記石塔の 下付願を朝鮮総督に出した。総督は古蹟調査委員 会の所定の審査手続を経てこれを承認し、仁川税 関から日本に適法に移送したと強弁している。し かしながら、筆者が国立博物館古文書保管所で発 見した文書によれば、同委員会の決済日は明らか に10月5日となっているが、大倉集占館理事長阪 谷芳郎名義の申請書はそれよりも後の10月16日の 郵便日付で発送されている。朝鮮総督府の文書受 付日付も1918年10月23日と明記されていることと 合わせて考えると,既に搬出が決定されていて, 事後的に手続要件を弥縫しようとした欺瞞的な政 策に他ならないといえる。この様な文化財政策を 含めた日帝の侵略政策の継続と国内情勢の変化が 独立を渇望する民族運動を激化させ、遂に3・1 独立運動(5)を展開させる契機となった。

3. 民族文化抹殺期(1919~1945)の文化財政策 3・1運動後に赴任した新総督斎藤実は文化政 治を標榜し、憲兵警察制に代えて普通警察制を布 き、また、韓国人が経営する韓国新聞の刊行を許 すなど、従前の武断的抑圧を緩和するかにみえた。 この一時期(1919~1931)を懐柔調整期あるいは 文化統治標榜期という。まず、総督府の統治機構 が改変され、警察総監都を廃止する代わりに普通 警察制としての警務局を置き、学務局は内務部か ら独立してその内部に古蹟調査課が設置され、古 蹟調査委員会関係事務と博物館の維持・管理を担 当することになった。

この時期に慶州の金冠塚等の有名な発掘が行われた。1925年には東京帝国大学が朝鮮総督府の許可を得て楽浪遺跡から発掘された大量の民族文化財を学術調査の名目で持ち去った事実があるが、これについては本日に至るまで何の報告書もない。また、この期間中の特記すべきことは、御用学者等によって「朝鮮史編修会」なるものが組織されたことである。彼らは皇国史観に基づいて朝鮮通史を歪曲して編纂するために古墳から発掘された歴史遺物を勝手に解釈・利用したものと評されている。

しかし、1930年代の初期には実質の伴わないも のであったが、文化財管理の進歩した法令が制定 された。1933年8月9日の「朝鮮宝物古蹟名勝天 然記念物保存令」である。この保存令はその第1 条で保存の対象を名勝や天然記念物まで拡張して おり、国宝保存法による日本の国宝にあたる宝物 制度を置いていた。こうした対象物については朝 鮮総督府の朝鮮宝物古蹟名勝天然記念物保存会に 諮問して総督が指定するなど、従前の保存規則に おける内容上及び形式上の不備を是正することに なった。しかし、保存対象物件の指定や指定解除, 宝物の輸移出の許可につき諮問をうける朝鮮宝物 古蹟名勝天然記念物保存会の構成員のなかに純粋 の韓国民間人が二人しか含まれていなかったとい う事実は、保存会の性格を推察させるに十分であ る。さらに、この保存会の諮問を経て総督が行う 保存令第1条による宝物ないし古蹟の指定の対象 としては、韓国人の精神文化に関するものや倭乱 (秀吉の朝鮮侵略)の時の韓国則の戦勝遺跡のよ うな物は完全に考慮の外におかれた。

1931年には総督府の外廓団体として朝鮮古蹟研究会が設置され、これと前後して、総督府博物館

慶州分館,府立開城博物館,平壌博物館が順次建設され,陳列を名目とした文化財収奪と韓国史歪曲に拍車がかかった。

戦争が長期化する中で志願兵制(1938)と国民 徴用令(1939)によって韓国民を侵略戦争に強制 動員するとともに、韓国人と日本人の同祖同根論 をタテマエとした韓民族に対する民族抹殺政策を 強行するようになった。また日本では天皇中心主 義、軍国主義イデオロギーが勢いをえて、文化遺 産がこのイデオロギー攻勢の道具として利用され るようになった。植民地である韓国でも抗日独立 運動が烈しくなると民族文化遺産に対する収奪と 歪曲、そして破壊により対抗するようになった。

このような環境のもとで日帝の植民地に対する 文化財政策は遂に制度的な破壊令を出すまでに至っ た。この恐るべき植民地政策である文化財破壊令 は公文書の記録上「儒林の粛正並反時局的古蹟の 撤去に関する件」という題目で扱われている。こ の内容の核心的部分である荒山大捷碑⁽⁶⁾ 爆破に 関してはすでに他の資料⁽⁷⁾ に紹介されているが、 本稿では これらを承けて、未発表の公文内容を 分析しながら、この一連の事件を通して日帝末期 の文化財政策を制度的側面で再検証してみる。

この事件の始まりは全羅北道南原郡における儒 林達の民族的自尊心と反戦・反日思想を抑圧しよ うとした高等警察の弾圧であった。 忠烈祠⁽⁸⁾ を 守る関係者を含めた儒林達の協賛会名簿に関連し た出版法違反事件と関王廟(3) 祝祷文内容の保安 法違反事件を摘発した高等警察は、このような住 民等の反日的不穏行動は,要するに忠烈祠,関王 廟あるいは荒山大捷碑のようないわゆる反時局的 古蹟が精神的支柱になっているためであるとの判 断の下に、その撒去を画策した。反発しがちな儒 林等を懐柔あるいは脅迫してその禊⑩を解散さ せる一方,「荒山大捷碑一基は保存価値あるに非 ずやと認めらるるも移動困難なるのみならず之が 経費支弁の方途なきを以て爆破の他なきに非ずや と思料せらるる所……」と公文で稟申しながら, 総合的所見として,「誤れる民族的自負心は牢固 として容易に抜く可からざるものあり……従来の 微温的態度を一擲して苟も皇国永遠の施策上改革 乃至粛正を要すべき事項はこの際厳乎として断行 し、思想浄化の徹底を期するの要あるものと思料 す」と強弁している。

以上がまさに恐るべき古蹟破壊令が含まれた公 文書の要約である。全羅北道警察郡長が1943年8 月に発送したこの「儒林の粛正並反時局的古蹟の 撤去に関する件」は異例なことに受信宛として総 督府警務局長と各道の警察部長ならびに管下の各 警察署長が連記されている。この公文を接受した 警務局長が文化財行政主務局である学務局の意見 を問い合せたのに対して, 学務局長は警務局長に 1943年9月22日付起案文書で「荒山大捷碑のみは 学術上の史料としての価値ありと認めらるるもの にして其の台石, 笠石共一括保存方針取り計らわ れたく……」と回答している。しかし、この文書 は学務局長が決裁をしたのち,「保存ノ要アリヤ」 という自筆メモを起案文書の上端欄外に残し, さ らに決裁捺印を×印て抹消しながら廃案処理され ている。局長決裁後上級者の決裁過程で保留され たものと判断される。それから3週間ほど経った 1943年10月14日に学務局が警務局長に宛てた文書 が起案された。そこでは「荒山大捷碑は……之が 撤去も亦巳むを得ざるものと思料せらるるを以て……」 と述べ、参照文で「荒山大捷碑は李成桂が倭寇を 撃破したる事蹟を録したるも本碑の存在は当時の 日本人海外発展の業績の一端を立証するものにし て、より歴史の証徴たるべきもの而してその碑の 形式は美術史学上時代の基準となるべきに付…… 之を爆破するは斯の種遺物の保存上遺憾なるを以 て之を本府博物館に取寄せんとするものなり」と 書き添えている。この文書は「現存類似碑一覧表 添付」という学務局長の指示が記載されたまま, またも廃案となっている。当該文書には付表参照 として「現存類似碑一覧表」(金石総覧記載文) が添付されているが、そこに列挙された20個の碑 石のなかの4個はすでに撤去さたとし、荒山大捷 碑を次の撤去対象と記している。以上のような経 緯を経て1943年11月24日に起案されたのがいわゆ る日帝の恐るべき「史蹟破壊令」である。(11)

この経過をみると、学務局の一部にあった文化 財を惜しむ考えが治安優先のトップの判断で抑え 込まれていったことがよく分かる。

もちろん,こうした文化遺跡破壊指令は公式の 文書とは別に口頭で示達することもできるし,全 羅北道警察部長の公文をもって総督府の指令を代 行することも,あるいは別途に高等警察関係者会 議において秘密に指令することもできたはずだが, 立証の方途がない。しかし,当時の状況からみる と「儒林の粛正並反時局的古蹟の撤去」が総督府 警務局の動かすことのできない施策であったこと は確かである。

以上に述べた日帝末期の文化財政策をその制度 的側面において整理すれば次の通りである。第一 に,形式的法治主義も植民地政策下では無視され たこと。従って,第二次世界大戦敗北を目前にし たこの時期にいわゆる「反時局的な古蹟」の撒去 に当たって「朝鮮宝物古蹟名勝天然紀念物保存令」 は制度的に全く無視するほかなかった。

つぎに、思想犯を取締まる高等警察の権力的処分が制度的に文化財政策を圧倒したことである。ここに記述した事件の進行から察せられることだが、反日的思想犯を取締まる必要上反時局的古蹟を撤去しなければならないという高等警察の発想と、文化財を破壊することも止むを得ないとする植民地文化財政策が、結局は警察による権力的文化財破壊という結果を生んだのである。

むすび

これまで日本帝国時代の植民地朝鮮に対する文 化財政策を時期別特性をわきまえた順序で考察し てきた。それも当時の文化財関連法令と公文書ま たは会議録等を実証的に分析、評価しながら主に 制度的側面を中心にしたのである。

以上の考察を要約するとつぎのようになる。まず,植民統治準備期における植民地獲得を狙っていた時期の日本の帝国主義的文化財政策はなんらの制度的基準もなく,無法な力による掠奪のみがあり,それはまた,植民地経営における組織的掠

奪を狙った準備段階でもあった。つぎの武断統治の構築期においては、憲兵警察制度を使った形式的法治主義を制度的タテマエとした全面的収奪政策がその特徴であったと整埋できる。そして、1920年代以降は懐柔策を用いつつ偽装的法治主義による文化財管理制度を掲げたが、結局は脱法的権力的な強圧が台頭し、文化財抹殺政策を強行したので、軍国主義的イデオロギーによる破壊のみが残ったのであった。

もちろん,植民地下での日帝の文化財政策のなかにも遺跡の調査や図譜の作成,あるいは宝物・古蹟の指定や保存措置等に関していくらかの肯定的側面も認められるという意見もある。しかしながら,このことが民族文化財の無法な掠奪や民族文化抹殺を狙いとした文化財破壊の蛮行を免罪することにはならない。

筆者は、日帝時代の文化財政策を分析・検討しながら、その結果がただ政府の文化財政策に反映されるだけでは満足し得ないという立場をとる。なぜかというと、文化的な生活の質向上に政策的重点を置かざるを得ない21世紀において、民族文化財は国家の責務としてこれに任せるだけでは不十分であって、国民全体が文化財を享有する能動的な管理者としての自覚をもち、その享有を妨げる侵害に対しては法的対応をきちんとすることによってこそ可能になるのだと信ずるからである。

そうしたとき,政府の文化財政策が文化国家原理を実現するという巨視的な立場で発展的な国民の権利(文化権あるいは文化財享有権)を積極的に保証する方向に進んでくれることと期待して止まない。

注

- (1) 古来, 緯国においては古墳は祖先の安息の区域 として神聖視され, その副葬品には手をふれるこ とさえ恐れられ, 他人がこれを破壊することは大 罪とみなされてきた。
- (2)韓国国会図書館刊『韓末近代法令資料集V』, 1971
- (3) 「高麗・朝鮮王朝時代に設置されていた地方の

文廟とそれに付属して設置されていた官立学校をいう。朝鮮王朝時代には郡,県にも各1校が設置されていた。文廟とは孔子をお祭りした嗣堂で,聖廟,孔子廟ともいう。

- (4) 寺刹令以前には住職の任免は寺院関係者の民主的な公議によることが鉄則になっていた。
- (5)1919年に米国ウイルソン大統領が民族自決主義を主唱したのに呼応して同年3月1日にソウルのパゴダ公園で民族代表33人の名義で独立宣言が発表されたのを契機として全国に波及した民族的独立運動。
- (6) 1378年に李成桂が全羅北道南原郡荒山で倭寇を 全滅させたと伝えられる戦の戦勝記念碑で, 1577 年建立。
- (7) 李亀烈著『失われた朝鮮文化』新泉社等
- (8) 忠臣・烈士を祭った祠堂。集落の象徴的民間信仰の一つである。
- (9) 中国三国時代の蜀漢の武将関羽の霊を祭った祠堂。関帝廟,武廟とも呼ばれ,国家安泰,武運を祈る祭祀が行なわれた。
- (10) 禊(けい) は昔から行なわれてきた韓国独特の協同自治組織の一つで、多数の人が特定の目的の下に集まって一定の金銭あるいは穀物・反物等をもちよってそれを運営増殖させる。
- (11) 黄壽永編『日帝期文化財被害資料(考古美術資料第22輯)』,韓国美術史学会,1973